

# 道路のデザインに関する検討委員会

## 設 立 趣 旨

「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の作成から 10 年以上が経過し、景観やデザインに配慮した道路整備が一定程度進んできた一方で、暫定的な整備を行う際や、防護柵以外の道路附属物との調和等に課題がみられる事例がある。

国土交通省所管公共事業における景観検討の手続きを定めた「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」が平成 19 年 3 月に策定され、道路事業においても必要な景観検討が行われてきたが、その検討において参照されている「道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-」についても、その内容の更新や充実が必要な部分が見受けられ、時代に合わせた見直しが必要となっている。

「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」が作成された平成 16 年から 17 年には 600 万人台であった訪日外国人旅行者は、平成 28 年には 2000 万人を突破しており、インバウンド観光の増加を踏まえた道路のデザインへの要請も、ますます高まってきている。

このような状況を踏まえ、本検討委員会は、道路のデザインのあり方について検討を行い、「道路デザイン指針（案）」の改定及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を防護柵以外の道路附属物等も含めたガイドラインに改定することを目的として設立するものである。

# 道路のデザインに関する検討委員会

## 規 約

### 第1条 名称

本会は、「道路のデザインに関する検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### 第2条 目的

委員会は、道路のデザインのあり方について検討を行い、「道路デザイン指針（案）」の改定及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を防護柵以外の道路附属物等も含めたガイドラインに改定することを目的として設立する。

### 第3条 検討内容

委員会において主に検討する内容は次のとおりとする。

1. 「道路デザイン指針（案）」の改定に関する検討
2. 景観に配慮した道路附属物等ガイドラインに関する検討

### 第4条 組織

1. 委員会の委員は別紙のとおりとする。
2. 委員会に委員長を置く。
3. 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
4. 委員長は委員会を総括する。

### 第5条 事務局

事務局は、国土交通省道路局環境安全課に置く。

### 第6条 委員等以外の者の出席

委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### 第7条 議事の公開

会議及び議事録は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

### 附 則

この規約は平成29年3月22日から有効とする。

## 道路のデザインに関する検討委員会

## 委員名簿

◎天野 光一	日本大学 理工学部 教授
池邊このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
佐々木 葉	早稲田大学 創造理工学部 教授
真田 純子	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 情報管理・社会連携部門 准教授
福多 佳子	中島龍興照明デザイン研究所 取締役
吉田 慎悟	武蔵野美術大学 基礎デザイン学科 教授
松島 進	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長
大石 俊一	静岡県 交通基盤部 道路局 道路保全課長
西尾 一郎	名古屋市 緑政土木局 路政部 道路維持課長
川崎 茂信	国土交通省 道路局 国道・防災課長
森山 誠二	国土交通省 道路局 環境安全課長
井上 隆司	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路環境研究室長

◎：委員長

(敬称略)

(順不同)